

不祥事防止のためのチェックリスト

自らを振り返り、不祥事を絶対に起こさないよう、チェックリストを活用し、管理職としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

チェック項目それぞれの状況・背景をイメージしながらチェックすること。

チェック日

令和 年 月 日

I 教職員の意識改革

No.	項 目
1	☐ 教育委員会からの指導内容や通知文について、形式的に伝達・配布するのではなく、具体的な例を示して指導するなど徹底を図るための工夫をしている。
2	☐ 不祥事防止に関する校内研修を行うなど、教職員のモラルを向上させるために具体的な対策を講じている。
3	☐ 速度超過や飲酒運転等の個別の課題について、時機をとらえて指導している。
4	☐ 人間関係を損ねるなどの理由で、教職員への指導を疎かにすることなく、毅然と指導し、徹底している。
5	☐ 教職員が他人事（自校では不祥事は起きない、自校は大丈夫）ではなく、自校の問題という意識をもっている。

II 校内状況の把握

No.	項 目
1	☐ 教職員に悩みや疲れがないかどうか、教職員とのコミュニケーションを図りながら把握するよう努めている。
2	☐ 教職員の勤務は、法令に基づき適正に行われている。
3	☐ 職場には、教職員が気軽に周囲に相談や情報交換をしたり、互いに支え合ったりすることのできる雰囲気がある。
4	☐ 不適切な言動に対して、教職員間で戒め合う雰囲気がある。
5	☐ 体罰やいじめなどの状況が把握できるよう、定期的にアンケート調査等を実施している。
6	☐ 体罰やいじめなどの状況を把握するアンケート調査等では、児童生徒等が答えやすい工夫がなされている。
7	☐ 授業の様子や生徒指導、部活動等の状況の把握に努めている。
8	☐ 教職員が児童生徒を密室などで一対一で指導していない。
9	☐ 特別教室や準備室、体育館やプール、校庭など、校内の目の届きにくい箇所を把握し管理している。
10	☐ 個人情報の保管状況や会計簿等について、定期的に点検している。

Ⅲ 校内組織の整備

No.		項 目
1	☐	学年や教科等の枠を越えた教職員の協力体制がとれている。
2	☐	校務や児童生徒の指導上の問題について、一部の教職員が抱え込むことなく組織として情報を共有できている。
3	☐	児童生徒が教職員に気軽に相談できる体制がとれている。
4	☐	危機管理に必要な情報が、迅速に管理職に伝わっている。
5	☐	万が一、不祥事を起こしてしまった場合には、速やかに校長に報告する体制がとれている。

Ⅳ 家庭や地域等との連携

No.		項 目
1	☐	何事も学校内部だけで解決しようとせず、家庭や地域等と連携して解決しようという意識をもっている。
2	☐	保護者や地域、関係機関と情報交換を円滑に行っている。
3	☐	教育委員会への報告、連絡、相談を迅速かつ的確に行っている。

不祥事防止のためのチェックリスト

自らを振り返り、不祥事を絶対に起こさないよう、チェックリストを活用し、教職員としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

チェック項目それぞれの状況・背景をイメージしながらチェックすること。

チェック日

令和 年 月 日

Ⅰ 公務員としての意識

No.	項 目
1	☐ 「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守するとともに、公務員倫理を意識して行動している。
2	☐ 日々の勤務は、法令に基づき適正に行っている。
3	☐ 私的な時間であっても、自らの言動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動している。
4	☐ 不祥事は、他の学校のこと、自分は大丈夫などと、他人事とせず、自らの言動を振り返っている。
5	☐ 他の教職員の言動に気になることがあれば、注意したり相談に乗ったりしている。
6	☐ 不祥事を起こすと、学校や地域等に取り返しのつかない深刻な損害を与えることを理解している。
7	☐ 窃盗、わいせつ行為など重大な不祥事を起こすと、二度と教壇には立てないことを自覚している。
8	☐ 家族や同僚、管理職とのコミュニケーションを積極的に図るようにしている。
9	☐ 普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をしている。

Ⅱ 速度超過等の交通違反

No.	項 目
1	☐ 運転免許証有効期限の確認（運転免許証で確認し記入すること） ⇒ 年 月 日まで
2	☐ 自分が加害者になる可能性があることを常に意識して運転している。
3	☐ 通勤や出張、旅行などのときは、常に時間にゆとりを持って運転している。
4	☐ 車を運転する際は、法定速度内での走行、シートベルトの着用、一時停止、携帯電話等を使用しないなど、常に交通法規の遵守を意識している。

Ⅲ 飲酒運転

No.		項 目
1	☐	自分の言動を忘れるような酒の飲み方をしない。
2	☐	たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い心構えを持っている。
3	☐	飲酒を伴う会に参加するときは、自家用車では行かないことを徹底している。
4	☐	翌朝、車を運転しなければならない時に、夜遅くまで飲酒することはない。
5	☐	飲酒後、時間が経過していても、アルコールが残存し、飲酒運転となる場合があることを理解しており、少しでも酒が残っていると思われるときは、車を運転しない。
6	☐	少しの間休んで酔いをさませばよいだろうなどといった、誤った甘い考えを持っていない。
7	☐	飲まないと決めたら、酒を勧められても絶対に飲まない。
8	☐	自転車の飲酒運転も、自動車と同じく道路交通法違反になることを知っている。
9	☐	宴会の席で、車で来ている人には絶対に酒を飲ませないようにしている。

Ⅳ 情報漏えい

No.		項 目
1	☐	個人情報に記載されている文書等を机上に長時間放置したり、放置したまま帰宅したりしていない。
2	☐	個人情報の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管している。
3	☐	職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしたりしていない。
4	☐	やむを得ず、個人情報の入った記録媒体等を持ち出すときは、管理職の許可を得るなど定められた手続きを行っている。
5	☐	記録媒体等を持ち出したときに、寄り道をしたり、車に置いたままにしたりしていない。
6	☐	過去のものを含め、個人情報を自宅のパソコン等に残存させていない。
7	☐	自宅のパソコン等にウイルス対策ソフトを導入し、それを最新の状態にしている。
8	☐	パソコンのハードディスクや外部記録媒体にデータを保存する場合やメール等でデータを送信する場合は、パスワード等のセキュリティを施している。
9	☐	パスワードは定期的に変更している。
10	☐	個人情報の流出につながるファイル交換ソフトをインストールしていない。

V 体 罰

No.	項	目
1	☐	体罰は、学校教育法で禁止されている行為であることを認識している。
2	☐	体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識している。
3	☐	指導の際は、複数の教員で当たるようにしている。
4	☐	児童生徒が指導に従わなかったり、反抗的な態度を取ったりした場合でも、一時的な感情に走ることなく、冷静に対応している。
5	☐	場合によっては、「体罰もやむを得ない」「力による指導も必要だ」「愛のムチだ」などという意識を持っていない。
6	☐	保護者や児童生徒の理解が得られれば、叩いても体罰ではないなどという意識を持っていない。
7	☐	頭ごなしに決めつけず、児童生徒の言い分や意見を聞くようにしている。
8	☐	保護者や同僚などから、「体罰ではないか」と言われたことはない。

VI 不正経理

No.	項	目
1	☐	現金を取り扱うときは、原則としてその日に金融機関に預金や振込等を行っている。
2	☐	業者への支払いは速やかに行っている。
3	☐	一時的な立て替えであっても、公金を流用することはない。
4	☐	金銭の出納については、いつでも明確な報告ができるよう、関係帳簿等を整備している。
5	☐	通帳と印鑑の保管者を別にするなど、複数で処理する体制をとっている。

VII 部活動

No.	項	目
1	☐	児童生徒の人間性、個性を重視し、自主性を尊重した活動を心がけている。
2	☐	勝利至上主義に陥らないよう意識しており、行き過ぎた指導を行っていない。
3	☐	児童生徒の技能、体力、健康状態等を把握した上で、無理のない練習計画を立てている。
4	☐	日頃から安全に関する指導を行っている。また、事故が起きた場合の緊急の対応は確認できている。
5	☐	教師としての立場をわきまえ、児童生徒や保護者に疑念をもたれるような言動はない。

わいせつ行為・セクハラ防止のためのチェックリスト

自らを振り返り、わいせつ行為・セクハラを絶対に起こさないよう、チェックリストを活用し、教育公務員としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

チェック項目のそれぞれの状況・背景をイメージしながらチェックすること。

チェック日

令和 年 月 日

◇ わいせつ行為・セクハラ

No.		項 目
1	☐	児童生徒へのわいせつ行為等は、教職員という立場を利用して行う卑劣な行為であるとともに、社会に対する重大な背信行為であることを理解している。
2	☐	私的な時間でも、誤解や批判を受けることのないよう自らを厳しく律している。
3	☐	教職員と児童生徒の立場を、常に意識して行動している。
4	☐	児童生徒を恋愛対象や性的対象として見ることはない。
5	☐	仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、「教える側」と「学び育つ側」の立場が大前提であることを忘れずに児童生徒に関わっている。
6	☐	「教職員の懲戒処分の指針」において、「児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）をした教職員は、免職とする。」と示されていることを知っている。
7	☐	懲戒免職になった場合、相手及びその家族だけでなく、自身はもちろんのこと、家族、親族及び関係者等に及ぼす影響が甚大であることを認識している。
8	☐	愛媛県青少年保護条例では、「青少年（6歳以上18歳未満の者）」に対し、「不純な性行為又はわいせつ行為」をすることが禁止されていることを知っている。
9	☐	刑法では、16歳未満の児童に対するわいせつ行為は、合意の上でも不同意わいせつ罪になることを知っている。
10	☐	児童ポルノ禁止法により、児童ポルノを所持しているだけで罪になることがあることを理解している。
11	☐	個別の指導や相談を行うために、放課後や休日等に児童生徒と個人的に校外で会うことはない。
12	☐	休日等に、児童生徒を自宅に招くことはない。
13	☐	児童生徒（卒業生を含む）と個人的にメールアドレスやSNSアカウントを交換していない。

No.	項	目
14	☐	緊急連絡のため、やむを得ず、メールアドレスやSNSアカウントを保護者と交換する必要がある場合は、必ず管理職に届け出ている。
15	☐	児童生徒の指導は1対1ではなく、複数の教職員で指導している。
16	☐	他の児童生徒がいない室内で、児童生徒を指導、面談等をする場合は、他の職員に用務・場所等を告げて指導・面談等をしている。
17	☐	児童生徒を室内で指導・面談等をする場合は、窓、ドア、カーテン等を開放しておくなど密室とならないよう配慮している。
18	☐	児童生徒を指導する場合は、近付き過ぎないように配慮している。
19	☐	校務上の必要もなく、児童生徒用のトイレや更衣室に入っていない。
20	☐	児童生徒の深刻な相談については、管理職や同僚等にその都度報告している。
21	☐	児童生徒からの相談をきっかけに、電子メールやSNS等による個人的に踏み込んだ私的なやりとりにつながり、わいせつ事案に発展したケースが全国的に多く発生していることを知っている。
22	☐	児童生徒との電子メールやSNS等によるやりとりは、閉め切った個室における1対1の状況下と同じ意味合いであることを理解している。
23	☐	原則として自家用車に児童生徒を乗せていない。
24	☐	宿泊を伴う行事において、児童生徒の見回りは複数で行うようにしている。 また、教職員が使用する部屋には児童生徒を入れないようにしている。
25	☐	授業中や休み時間に、みだりに児童生徒の髪の毛や身体に触れる（膝に乗せる、ハグをする等）ことはない。
26	☐	運動部の指導や体育の授業時等に、教職員や児童生徒同士によるマッサージ行為等は行わないようにしている。
27	☐	自分のホームページやSNSに児童生徒の画像や動画を掲載していない。
28	☐	児童生徒を撮影する必要がある場合は、学校所有の機材で撮影しており、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影していない。
29	☐	児童生徒を撮影する際は、盗撮の誤解を招かないように注意して撮影している。
30	☐	教育活動の目的以外で児童生徒の写真を撮ったり、動画を撮影したりすることはない。
31	☐	わいせつ行為等が疑われる教職員やわいせつ行為等の風評がある場合、速やかに管理職に報告するようにしている。
32	☐	親しみを込めた表現や励ましの目的であっても、その言動が相手を不快にさせる場合があることを理解している。

No.	項	目
33	☐	相手が嫌がったり不快に感じたりした場合や周りの者が不快に感じた場合、セクハラになることを理解している。
34	☐	セクハラ等についての相談窓口を認識している。
35	☐	セクハラ等が疑われる言動について、互いに戒め合う雰囲気がある。

**地域に愛され信頼される学校を目指して
共通実践項目10**

1	☐	教育計画を作成して、学校づくりの構想や経営ビジョンを明確に示すことにより、全ての教職員と保護者・地域が一体となって学校運営に参画する基盤を構築している。
2	☐	教育計画に基づいた学校評価が適切に行えるよう、評価項目を検討・精選し、学校評価の結果やその改善策など、学校の情報をホームページ等を活用して家庭や地域に積極的に発信している。
3	☐	学習指導要領の趣旨を理解し、教育課程が適切に実施できるよう、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成している。
4	☐	学校行事等の見直しと精選を図り、児童生徒に基礎・基本を習得させたり、思考力・判断力・表現力等を育んだりする授業が、計画的・継続的に行える時間数を確保している。
5	☐	「第4期愛媛県学力向上推進3か年計画」を踏まえ、学力向上推進計画の見直しを図り、学力向上推進主任を中心として、学力の向上に全校体制で計画的に取り組んでいる。
6	☐	愛媛県学力診断調査等の結果を検討・考察し、学校の課題の解決を図るとともに、学習状況の確実な見取りとそれに基づく授業改善に組織的・継続的に取り組んでいる。
7	☐	「授業評価システムガイドライン」（平成20年3月愛媛県教育委員会）や授業改善リーフレット（令和4年3月改訂 愛媛県教育委員会）を効果的に活用し、目標・指導・評価の一体化が図られた授業を全ての教員が確実に実践している。
8	☐	教職員のキャリア形成に向けて、校内での研修体制を確立し、人材育成に日常的に取り組んでいる。
9	☐	安全・防災教育の視点から、児童生徒にとって安全・安心な学校を目指し、教職員の実践的な研修や訓練の充実を図っている。
10	☐	いじめ、不登校などの課題の解決に向けて、全ての教職員による教育相談体制を構築し、児童生徒や保護者との信頼関係を築きながら、きめ細かく対応している。